



金沢市公報

号外第11号の6

平成21年(2009年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
規 則	
金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財 政 課)	1
金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の 財務規定等を適用する事業の財務に関する 特例を定める規則の一部を改正する規則 (")	4
金沢市契約規則の一部を改正する規則 (監 理 課)	5
金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部 を改正する規則 (")	6

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則 (総 務 課)	6
金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正 する規則 (税 務 課)	8
金沢の技と芸の人づくり奨励金の交付に 関する規則の一部を改正する規則 (ものづくり政策課)	14
金沢市における企業立地及び中小企業構造の 高度化の促進に関する条例施行規則の一部を 改正する規則 (商業振興課)	15
金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部 を改正する規則 (中央卸売市場)	16

規 則

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第27号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「定める課並びに」の次に「歴史都市推進室、」を、「公設花き地方卸売市場事務局」の次に「近江町交流プラザ」を加え、同条第3号中「市立病院事務局次長」の次に「、泉野図書館にあっては泉野図書館副館長」を加える。

第57条第1項第2号中「金沢湯涌みどりの里農産物加工交流センター」の次に「、近江町交流プラザ」を加える。

第294条中「この規則中」の次に「、農林部所管事務の処理に關しての局長は農林部長と、土木部所管事務の處理に關しての局長は土木部長と」を加える。

別表第1甲表中

「

文化政策課	文化政策課長	ア 金沢文芸館の観覧料及び使用料の収入 に関する事務 イ 市民講座等の受講、冊子の頒布及び旧 園邸・松向庵の利用に係る実費の収入に 関する事務	所属職員
-------	--------	---	------

を

」

文化政策課	文化政策課長	市民講座等の受講、冊子の頒布及び旧園邸・松向庵の利用に係る実費の収入に関する事務	所属職員	に、
-------	--------	--	------	----

農業総務課	農業総務課長	ア 金沢湯涌みどりの里農産物加工交流センターの使用料の収入に関する事務 イ 競馬場における競馬事業に係る歳入の収入に関する事務、勝馬投票券の払戻金、返還金、発売事故補填金、払戻事故補填金及び返還金事故補填金の支払事務並びに現金の保管に関する事務 ウ 農村下水道事業に係る歳入の収入に関する事務	所属職員	を
-------	--------	--	------	---

農業総務課	農業総務課長	ア 金沢湯涌みどりの里農産物加工交流センターの使用料の収入に関する事務 イ 競馬場における競馬事業に係る歳入の収入に関する事務、勝馬投票券の払戻金、返還金、発売事故補填金、払戻事故補填金及び返還金事故補填金の支払事務並びに現金の保管に関する事務 ウ 農村下水道事業に係る歳入の収入に関する事務 エ 市民講座等の受講に係る実費の収入に関する事務	所属職員	に、
-------	--------	--	------	----

市民スポーツ課	市民スポーツ課長	スポーツ教室等の受講に係る実費の収入に関する事務	所属職員	を
---------	----------	--------------------------	------	---

市民スポーツ課	市民スポーツ課長	スポーツ教室等の受講に係る実費の収入に関する事務	所属職員	に、
近江町交流プラザ	近江町交流プラザ館長	ア 近江町交流プラザの使用料の収入に関する事務 イ 文献複写、市民講座等の受講及び乳幼児の一時預かりに係る実費の収入に関する事務	所属職員	

環境政策課	環境政策課長	廃棄物の処分に係る手数料（一般廃棄物収集運搬業者以外の者から東部クリーンセンターへ搬入された一般廃棄物の処分手数料を除く。）の収入に関する事務	所属職員	を
-------	--------	---	------	---

環境政策課	環境政策課長	ア 廃棄物の処分に係る手数料（一般廃棄物収集運搬業者以外の者から東部クリーンセンターへ搬入された一般廃棄物の処分手数料を除く。）の収入に関する事務 イ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく鳥獣の飼養の登録票の交付等に係る手数料の収入に関する事務	所属職員	に、
-------	--------	--	------	----

環境指導課	環境指導課長	ア 廃棄物の収集運搬業許可申請等に係る手数料の収入に関する事務 イ 浄化槽保守点検業者の登録手数料及び浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧又は謄抄本の交付に係る手数料の収入に関する事務 ウ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく鳥獣の飼養の登録票の交付等に係る手数料の収入に関する事務	所属職員	を
-------	--------	---	------	---

環境指導課	環境指導課長	ア 廃棄物の収集運搬業許可申請等に係る手数料の収入に関する事務 イ 浄化槽保守点検業者の登録手数料及び浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧又は謄抄本の交付に係る手数料の収入に関する事務	所属職員	に、
-------	--------	--	------	----

泉野図書館 館長	を	泉野図書館 副館長	に改める。
----------	---	-----------	-------

別表第4中

環境局	戸室新保埋立場	環境政策課長	場長	を
	埋立場建設準備室		室長	

環境局	戸室新保埋立場	環境政策課長	場長	に、
	埋立場建設事務所		所長	

都市整備局	近江町市場再整備事務所	市街地再生課長	所長	を
	道路等管理事務所	歴史建造物整備課長	所長	
		緑と花の課長		
		道路建設課長		
		道路管理課長		
		内水整備課長		

都市整備局	道路等管理事務所	歴史建造物整備課長	所長	に、
		緑と花の課長		
		道路建設課長		
		道路管理課長		
		内水整備課長		

女性センター	生涯学習課長	館長	を	
		中央公民館		館長
		キゴ山ふれあいの里		館長
		キゴ山少年自然の家		館長
		キゴ山天体観察センター		館長
		キゴ山自然学習館		館長

女性センター	生涯学習課長	館長	に改	
		中央公民館		館長
		キゴ山ふれあいの里		館長
		キゴ山少年自然の家		館長
		キゴ山天体観察センター		館長

める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第28号

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則（昭和44年規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表病院事業勘定科目表中

		入院収益 外来収益 その他医業収益	室料差額収益 公衆衛生活動収益 医療相談収益 その他医業収益	を
		入院収益 外来収益 その他医業収益	他会計負担金 室料差額収益 公衆衛生活動収益 医療相談収益 その他医業収益	に

改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第29号

金沢市契約規則の一部を改正する規則

金沢市契約規則（平成15年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「第6号」を「第17号」に、「第7号」を「第18号」に改め、同項第2号中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同項第7号を同項第18号とし、同項第6号を同項第11号とし、同号の次に次の6号を加える。

- (12) 樹木等の維持管理業務に係る委託契約
- (13) 除草業務に係る委託契約
- (14) 会場設営業務に係る委託契約
- (15) データ入力業務に係る委託契約
- (16) ホームページ作成業務に係る委託契約
- (17) マイクロフィルム作成業務に係る委託契約

第14条第2項第5号を同項第10号とし、同項第4号を同項第9号とし、同項第3号の次に次の5号を加える。

- (4) 施設の維持管理業務に係る委託契約（前号に掲げる契約を除く。）
- (5) 給食調理及び給食配送に係る委託契約（第3号に掲げる契約を除く。）
- (6) 庭園等の維持管理に関する委託契約（第3号に掲げる契約を除く。）
- (7) 医療事務に係る委託契約（第3号に掲げる契約を除く。）
- (8) 医療機器の保守に関する委託契約（第3号に掲げる契約を除く。）

第14条第6項中「第2項第1号」の次に「及び第10号」を加える。

第15条第1項第3号中「第6号」を「第17号」に改め、同条第3項中「同項第1号」の次に「及び前条第2項第10号」を加える。

第43条第1項第4号中「規定する排除措置命令」の次に「(以下「排除措置命令」という。)」を、「規定する課徴金

の納付命令」の次に「(以下「納付命令」という。)」を加え、「又は課徴金の」を「又は」に改め、「とき」の次に「(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)」を加え、同項中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 当該契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が契約者又は契約者が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (6) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が契約者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

第49条第1項中「第7号まで」を「第9号まで」に改め、同項第1号中「第6号」を「第8号」に改め、同項第2号及び同条第3項中「第43条第1項第7号」を「第43条第1項第9号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市契約規則(以下「新規則」という。)第14条及び第15条(これらの規定を新規則第21条において準用する場合を含む。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、施行日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。
- 3 新規則第43条及び第49条の規定は、施行日以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第30号

金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部を改正する規則

金沢市小額工事契約事務取扱特例規則(昭和53年規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表中「戸室新保埋立場長」を「戸室新保埋立場長 埋立場建設事務所長」に、「東部管理センター所長」を「東部管理センター所長 西部クリーンセンター新工場建設事務所長」に、「キゴ山天体観察センター館長 キゴ山自然学習館長」を「キゴ山天体観察センター館長」に、「金石消防署長 臨港消防署長」を「金石消防署長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第31号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

金沢市公舎貸与規則(昭和32年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「公舎」を「公舎」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 この規則において「駐車場」とは、前項に規定する住宅の附属物のうち、自動車の保管用の場所として本市職員に使用させるため本市が設置するものをいう。
- 第3条に次の1項を加える。
- 2 公舎の貸与を受けようとする者は、公舎貸与申込書(様式第1号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 第4条第2号中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同条第5号中「公舎を滅失又は」を「公舎を滅失し、又は」

に改める。

第6条中「公舎」の次に「(駐車場を除く。)」を加え、「別表」を「別表第1」に改め、同条に次の1項を加える。

2 駐車場の使用料は、別表第2に掲げるとおりとする。

第7条中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

第8条中「前条の規定により」を削り、「別記様式による退舎届」を「退舎届(様式第2号)」に改める。

附則第3項を削る。

別表中「29,632円」を「27,520円」に、「東京都文京区音羽1丁目21番10号」を「東京都新宿区富久町9番11号」に、「12,312円」を「18,309円」に、「47,402円」を「44,990円」に、「46,584円」を「44,172円」に、「44,948円」を「42,536円」に、「金沢市彦三2丁目1番13号」を「金沢市彦三町2丁目1番13号」に、「19,825円」を「16,225円」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第6条関係)

区 分	使用料(月額)
屋外駐車場	2,412円
地下駐車場等	13,437円
立体駐車場	3,600円

備考

1 この表において「屋外駐車場」とは、駐車場の敷地の場所の地面に一定の区画を限って設置する駐車場をいう。

2 この表において「地下駐車場等」とは、地下に設置する駐車場又は居住の用に供する建物の一部に設置する駐車場をいう。

3 この表において「立体駐車場」とは、専ら自動車の駐車のための施設で複数の階に設置する駐車場(地下駐車場等を除く。)をいう。

別記様式を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

公舎貸与申込書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申込者 所属
職名
氏名



次のとおり公舎の貸与を受けたいので、申し込みます。

1 公舎(駐車場を除く。)

名 称	
所在地	
入居予定年月日	

2 駐車場

駐車場の区分	屋外駐車場・地下駐車場等・立体駐車場
駐車場の所在地	
使用予定年月日	

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第8条関係)

退舎届

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 所属
職名
氏名



次のとおり公舎を明け渡すので、届け出ます。

1 公舎(駐車場を除く。)

名 称	
所在地	
明渡し予定年月日	

2 駐車場

駐車場の区分	屋外駐車場・地下駐車場等・立体駐車場
駐車場の所在地	
明渡し予定年月日	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第32号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則(昭和35年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「特別徴収税額の決定・変更通知書」を「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書」に改め、同条第4号中「特別徴収月割額納入書」を「給与所得等に係る特別徴収月割額納入書」に改め、同条第7号中「市民税納税通知書」を「市民税税額決定・納税通知書」に改める。

第30号様式その1中「市民税・県民税」を「給与所得等に係る市民税・県民税」に、「市民税及び県民税」を「給与所得等に係る市民税及び県民税」に改め、同様式その2中「市民税・県民税」を「給与所得等に係る市民税・県民税」に、

「

不 動

」を「

不 動 産

」に、

「

所得控	雑 損			
	医 療 費			障・寡・勤
	社 会 保 険 料			配 偶 者
	小 規 模 企 業 共 済			配 偶 者 特 別
	生 命 保 険 料			扶 養

を

除	地震保険料			基	礎
	寄附金			所	得
				控	除
				合	計

」

「

所得控除	雑損			障・寡・勤	
	医療費			配偶者	
	社会保険料			配偶者特別	
	小規模企業共済			扶養	
	生命保険料			基礎	
	地震保険料			所得控除	
				合	計

に改める。

」

第35号様式その1第2葉(表)を次のように改める。

第2葉

(表)

年度 市民税・県民税 税額決定 納税 通知書		あなたの税額を次のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。普通徴収の方法によって徴収する額については、下記⑬の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期限までに金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で納めてください。			
賦課期日現在の住所		年 月 日			
様		金沢市長			
		印			
区 分	課税標準額 千円	市民税額 円	県民税額 円	通知書番号	整理番号
所得割	総所得金額			市民税及び県民税の合計税額(⑨+⑩) ⑪	円
	山林所得金額			給与からの特別徴収税額及び既納付税額 ⑫	円
	小計 ①			公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額 ⑬	円
	短期譲渡			普通徴収の方法によって徴収する額(⑭-⑮-⑯) ⑭	円
	長期譲渡			配当割額等控除不足額 ⑮	円
	株式等譲渡			⑮に係る充当額 ⑯	円
	先物取引			この納税通知書で納める税額(⑭-⑯) ⑰	円
	小計(①+②) ③			各期別ごとの納付額 ⑱	納 期 限
	調整控除 ④			第1期	円 年 月 日
	配当控除等 ⑤			第2期	円 年 月 日
住宅購入金等控除 ⑥			第3期	円 年 月 日	
寄附金控除 ⑦			第4期	円 年 月 日	
配当割額控除等 ⑧			随時	円 年 月 日	
計(③-④-⑤-⑥-⑦-⑧) ⑨					
均等割 ⑩					

第35号様式その1中第10葉を削り、第9葉を第10葉とし、第6葉から第8葉までを1葉ずつ繰り下げ、第5葉の次に次の1葉を加える。

第6葉

<p style="text-align: center;">年度 市民税 領収証書 県民税</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 10px auto; text-align: center;">年 月 日</div> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">右記の金額を領収しました。 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">整 理 番 号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">領 収 日 付 印</td> <td style="padding: 5px;">納 付 額 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">延 滞 金 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">合 計 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">石川県 金沢市(市町村コード)</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。</p>	右記の金額を領収しました。 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関	整 理 番 号	領 収 日 付 印	納 付 額 円		延 滞 金 円		合 計 円	石川県 金沢市(市町村コード)		<p style="text-align: center;">年度 市民税・県民税 領収済通知書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 10px auto; text-align: center;">年 月 日</div> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">納</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th style="width: 5%;">業務コード</th> <th style="width: 5%;">帳票コード</th> <th style="width: 5%;">年 度</th> <th style="width: 5%;">年度分</th> <th style="width: 5%;">期 別</th> <th style="width: 20%;">整 理 番 号</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> <tr> <td colspan="5" style="padding: 5px;">領 収 日 付 印</td> <td style="padding: 5px;">納 付 額 円</td> <td rowspan="3" style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 右記の金額を領収したので通知します。 (あて先)金沢市会計管理者 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関 </td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td style="padding: 5px;">延 滞 金 円</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td style="padding: 5px;">合 計 円</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="padding: 5px;">石川県 金沢市(市町村コード)</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	業務コード	帳票コード	年 度	年度分	期 別	整 理 番 号	備 考	領 収 日 付 印					納 付 額 円	右記の金額を領収したので通知します。 (あて先)金沢市会計管理者 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関						延 滞 金 円						合 計 円	石川県 金沢市(市町村コード)						
右記の金額を領収しました。 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関	整 理 番 号																																											
領 収 日 付 印	納 付 額 円																																											
	延 滞 金 円																																											
	合 計 円																																											
石川県 金沢市(市町村コード)																																												
業務コード	帳票コード	年 度	年度分	期 別	整 理 番 号	備 考																																						
領 収 日 付 印					納 付 額 円	右記の金額を領収したので通知します。 (あて先)金沢市会計管理者 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関																																						
					延 滞 金 円																																							
					合 計 円																																							
石川県 金沢市(市町村コード)																																												

この領収済通知書は、直接機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

第35号様式その1中第5葉を削り、第3葉・第4葉を第4葉・第5葉とし、第2葉の次に次の1葉を加える。
第3葉

(表)

<p>公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額について</p>									
<p>1 あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した右の額を、公的年金の支払者が特別徴収の方法によって徴収します。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">徴収月</th> <th style="width: 50%;">仮特別徴収税額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 4 月</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 6 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 8 月</td> <td></td> </tr> </table>	徴収月	仮特別徴収税額	年 4 月	円	年 6 月		年 8 月	
徴収月	仮特別徴収税額								
年 4 月	円								
年 6 月									
年 8 月									
<p>2 右の額をあなたの公的年金から特別徴収の方法によって徴収します。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">徴収月</th> <th style="width: 50%;">特別徴収税額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 10 月</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 12 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 2 月</td> <td></td> </tr> </table>	徴収月	特別徴収税額	年 10 月	円	年 12 月		年 2 月	
徴収月	特別徴収税額								
年 10 月	円								
年 12 月									
年 2 月									
<p>3 あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、右の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">徴収月</th> <th style="width: 50%;">仮特別徴収税額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 4 月</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 6 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 8 月</td> <td></td> </tr> </table>	徴収月	仮特別徴収税額	年 4 月	円	年 6 月		年 8 月	
徴収月	仮特別徴収税額								
年 4 月	円								
年 6 月									
年 8 月									
<p>公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払の際に、右の公的年金からその支払者が徴収します。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">公的年金の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払者の名称</td> <td></td> </tr> </table>	公的年金の種類		支払者の名称					
公的年金の種類									
支払者の名称									

(裏)

前葉の裏面の記載事項を引き続き記入すること。

第35号様式その2第2葉(表)を次のように改める。

第2葉

(表)

年度 市民税 納税通知書 県民税

下記の納付額を、納期限までに金沢市指定金融機関、
金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で
納めてください。

賦課期日現在の住所

年 月 日

様 金沢市長

印

区 分	課税標準額 千円	市民税額 円	県民税額 円	通知書番号	整理番号
所得	総所得金額				
	山林所得金額			市民税均等割額 ⑨	
	短期譲渡			県民税均等割額 ⑩	
	長期譲渡			市民税及び県民税の合計税額(⑨+⑩+⑪) ⑪	円
	株式等譲渡			特別徴収税額及び既納付税額 ⑫	円
	先物取引			差引納付額(⑩-⑫) ⑬	円
	小計 ①			配当割額等控除不足額 ⑭	円
	調整控除 ②			⑬に係る充当額 ⑮	円
	税額控除			この納税通知書で 納める税額(⑬-⑮)	
	定率控除 ⑤			納付額	納期限
計 ⑧			随時	円 年 月 日	

第35号様式その3第2葉(表)を次のように改める。

第2葉

(表)

年度 市民税・県民税 税額決定 通知書
納 税 (口座振替用)

あなたの税額を次のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。普通徴収の方法によって徴収する額については、下記⑬の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期限までに金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で納めてください。
なお、納付額はあなたが指定された預金口座から振替納付されます。

賦課期日現在の住所

年 月 日
様 金沢市長 印

区 分	課税標準額 千円	市民税額 円	県民税額 円	通知書番号	整理番号
所得	総所得金額				
	山林所得金額			市民税及び県民税の合計税額(⑩+⑪) ⑪	円
所得	小 計 ①			給与からの特別徴収税額及び既納付税額 ⑫	円
所得	短期譲渡			公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額 ⑬	円
	長期譲渡			普通徴収の方法によって徴収する額(⑬-⑭) ⑭	円
	株式等譲渡			配当割額等控除不足額 ⑮	円
	先物取引			⑮に係る充当額 ⑯	円
	小計(①+②) ③			この納税通知書で納める税額(⑭-⑯) ⑰	円
割	調整控除 ④			各期別ごとの納付額 ⑱	納 期 限
	配当控除等 ⑤			第1期	円 年 月 日
	住宅借入金等控除 ⑥			第2期	円 年 月 日
	寄附金控除 ⑦			第3期	円 年 月 日
	配当割額控除等 ⑧			第4期	円 年 月 日
計(③-④-⑤-⑥-⑦-⑧) ⑨					
均等割 ⑩					

第35号様式その3中第3葉・第4葉を第4葉～第6葉とし、第2葉の次に次の1葉を加える。

第3葉

(表)

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額について

1 あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した右の額を、公的年金の支払者が特別徴収の方法によって徴収します。

徴収月	仮特別徴収税額
年 4 月	円
年 6 月	
年 8 月	

2 右の額をあなたの公的年金から特別徴収の方法によって徴収します。

徴収月	特別徴収税額
年 10 月	円
年 12 月	
年 2 月	

3 あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、右の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

徴収月	仮特別徴収税額
年 4 月	円
年 6 月	
年 8 月	

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払の際に、右の公的年金からその支払者が徴収します。

公的年金の種類	
支払者の名称	

(裏)

前葉の裏面の記載事項を引き続き記入すること。

第35号様式その4第1葉を次のように改める。

第1葉

市民税・県民税		税額決定 納 税 通知書			
納税者住所・氏名		あなたの税額を次のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。普通徴収の方法によって徴収する額については、下記の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期限までに金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で納めてください。			
様		年 月 日 金沢市長 印			
<div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>		<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;">通知書番号</div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;">整理番号</div>		
市民税・県民税決定の明細					
期 別	第1期	第2期	第3期	第4期	随 時
納付額	円	円	円	円	円
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
課税標準額	総所得 円	分離短期譲渡 円	分離長期譲渡 円	山林・株式譲渡等 円	
税 額	市民税	税額控除等 円	所得割額 円	均等割額 円	市民税の税額 円
	県民税	税額控除等 円	所得割額 円	均等割額 円	県民税の税額 円
税 額	市民税及び県民税の 合計税額 円	給与からの特別徴収税 額及び既納付税額 円	公的年金から特別徴収の 方法によって徴収する額 円	この納税通知書で 納める額 円	

第35号様式その4中第3葉以降を第4葉以降とし、第2葉を第3葉とし、第1葉の次に次の1葉を加える。

第2葉

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額について

様

整理番号

1 あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した右の額を、公的年金の支払者が特別徴収の方法によって徴収します。

徴収月	仮特別徴収税額
年 4 月	円
年 6 月	
年 8 月	

2 右の額をあなたの公的年金から特別徴収の方法によって徴収します。

徴収月	特別徴収税額
年 10 月	円
年 12 月	
年 2 月	

3 あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、右の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

徴収月	仮特別徴収税額
年 4 月	円
年 6 月	
年 8 月	

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払の際に、右の公的年金からその支払者が徴収します。

公的年金の種類	
支払者の名称	

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第30号様式及び第35号様式その4は、平成21年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成20年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に交付された改正前の金沢市税賦課徴収条例施行規則の規定による特別徴収税額の決定・変更通知書等は、改正後の金沢市税賦課徴収条例施行規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢の技と芸の人づくり奨励金の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第33号

金沢の技と芸の人づくり奨励金の交付に関する規則の一部を改正する規則

金沢の技と芸の人づくり奨励金の交付に関する規則（平成元年規則第51号）の一部を次のように改正する。
第2条中第6号を第8号とし、第2号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 金沢市伝統産業新規参入研修者
- (3) 金沢市伝統産業技術伝承事業者

別表中

「

金沢市伝統産業技術研修者	本市内に居住し、かつ、伝統産業に関する知識及び技術を修得しようとする者で、おおむね40歳以下のもの	市長が適当と認める団体又は個人の推薦に基づき市長が選考する。	3年以内	一般研修者	月額 50,000円
			2年以内	金沢美術工芸大学研修者	月額 60,000円

を

」

金沢市伝統産業技術研修者	本市内に居住し、かつ、伝統産業に関する知識及び技術を修得しようとする者で、おおむね40歳以下のもの	市長が適当と認める団体又は個人の推薦に基づき市長が選考する。	3年以内	一般研修者	月額 50,000円	に
			2年以内	金沢美術工芸大学研修者	月額 60,000円	
金沢市伝統産業新規参入研修者	本市内に居住し、かつ、生業とする意思をもって、金沢市伝統産業技術伝承事業者のもとで、伝統産業に関する知識及び技術を修得しようとする者で、おおむね30歳以下のもの	市長が適当と認める団体又は個人の推薦に基づき市長が選考する。	3年以内	月額 100,000円		
金沢市伝統産業技術伝承事業者	金沢市伝統産業新規参入研修者に伝統産業に関する知識及び技術を伝承する事業者	市長が適当と認める団体又は個人の推薦に基づき市長が選考する。	3年以内	月額（1人につき） 60,000円		

改める。

様式第1号中「研修の内容（）」の次に「金沢市伝統産業技術伝承事業者及び」を加え、「雇用の内容（）」を「伝承又は雇用の内容（金沢市伝統産業技術伝承事業者又は）」に、

「	修得させる内容	」	を
---	---------	---	---

「	区分	」	に、
「	修得させる内容	」	

「	被雇用者名	を	「	被伝承者名・ 被雇用者名	に改める。
「	雇用期間	」	「	修得・雇用期間	」

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第34号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則（昭和58年規則第38号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第35号

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則（平成12年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第76条の2中「第74条第3項」を「第74条第4項」に改める。

別表第2 保冷施設使用料の項中「1,753,500円」を「1,490,500円」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

平成21年(2009年)3月31日 印刷

平成21年(2009年)3月31日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄